

京都市告示第263号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第52条第1項の規定に基づき、次のとおり、特定地域型保育事業者（小規模保育事業C型）に係る法第29条第1項の規定による確認の効力を一部停止（新規利用者の受入停止12箇月）します。

令和3年8月4日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業の種別	処分内容及びその期間
山住 幸代	にこにこ山住保育室	京都市南区唐橋西寺町50	小規模保育事業C型	確認の効力一部停止（令和3年9月1日から令和4年8月31日までの12箇月間、新規利用者の受入停止）

（子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室）

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）